

(目的)

第 1 条 郡山市相談支援事業（以下「相談支援事業」という。）は、郡山市地域生活支援事業実施規則（平成 18 年郡山市規則第 64 号）第 5 条に基づき、障がい者等、障がい児の保護者、障がい者等の介護を行う者等からの相談に応じ、必要な情報の提供等の便宜及び権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障がい者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにすることを目的とする。

(実施主体)

第 2 条 この事業の実施主体は、郡山市とする。ただし、指定特定相談支援事業者又は指定一般相談支援事業者で、適切な運営を行うことができると認められる市内の社会福祉法人又は特定非営利活動法人に委託することができる。

(利用対象者)

第 3 条 この相談支援事業の利用対象者は、市内に居住地を有する障がい者等とする。

(事業内容)

第 4 条 この相談支援事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 障害福祉サービス等の利用援助に関すること。
- (2) 社会資源を活用するための支援に関すること。
- (3) 社会生活力を高めるための支援に関すること。
- (4) ピアカウンセリングに関すること。
- (5) 権利の擁護のために必要な援助に関すること。
- (6) 専門機関の紹介に関すること。
- (7) 郡山市自立支援協議会の運営に関すること。

(職員配置等)

第 5 条 第 2 条の規定により相談支援事業の委託を受けたもの（以下「相談支援事業実施者」という。）は、相談支援事業を行うため、指定相談支援に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成 18 年 9 月 29 日厚生労働省告示第 549 号）に規定する相談支援専門員を 1 名常勤（専従）及びこれに準ずる者を非常勤職員として 1 名配置しなければならない。

(職員の責務)

第6条 相談支援事業に従事する者は、利用者及び利用世帯のプライバシーを尊重し、その保護に万全を期するものとし、その業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 相談支援事業に従事する者は、相談支援事業の果たすべき役割の重要性に鑑み、各種研修会への参加、他の職種との交流等により、生活支援技術の向上を図るための自己研さんに努めるものとする。

(相談支援事業実施上の留意事項)

第7条 相談支援事業実施者は、相談支援事業の趣旨を踏まえ、職員の勤務時間を調整する等により、夜間、休日等利用度の高いと考えられる時間帯に対応できる運営体制を整備するよう努めるものとする。

2 相談支援事業実施者は、相談受付票を備えて、継続的支援の実施を図らなければならない。

3 相談支援事業実施者は、相談支援事業に係る経理と他の事業に係る経理とを明確に区分しなければならない。

4 相談支援事業実施者は、当該年度及び毎月の相談支援事業の実績を市長に報告しなければならない。

(その他)

第8条 この要綱に定めるものの外、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から実施する。